



かあかぜ

令和8年度の事務局体制について



新年度が始まりましたが、事務局体制に一部変更がありましたので、お知らせいたします。昨年、令和7年5月より勤務していただきました田中達也さんが、3月31日をもって退職されました。記帳指導をはじめ、商品券管理や共済事業などで力を発揮いただき、丁寧な接客や電話対応を通じて、会員の皆様の課題解決に積極的に取り組んでいただきました。本来であれば直接ご挨拶申し上げるべきところ、3月は商工会として業務多忙な時期でもあり、お世話になりました皆様に十分なお礼のご挨拶ができなかったことを、悔やんでおりましたことをお伝えします。また、別れもあれば新たな出会いもございます。4月1日より、後任として宮本絵理さんが勤務しております。宮本さんは、川本町のご理解のもと「集落支援員」として、企業支援に加え企業と地域をつなぐ重要な役割を担っております。商工会事務所や町内でお見かけの際は、ぜひお気軽にお声がけください。



商工会の業務内容について、まだまだ慣れないことが多いですが、地域の事業者並びに住民の方々の支援や手助けができるように、明るく・元気に業務に励んでまいりますので、皆様よろしくお願いいたします。

昨年度まで「指導職員」でしたが、より企業の支援に重点を置くため、役職名が変更になりました。今まで以上に企業発展に尽力いたします。

令和8年度事務局体制

事務局長 湯浅 晃誠

経営支援員 渡邊江利子

地域コーディネーター 宮本 絵理

経営指導員 白須 努

経営支援員 森脇 真理

非常勤職員 赤穴 清

令和7年度補正【島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金】

本補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業の経営を支援することを目的としています。

飲食・商業・サービス業等とは・・・当町の事業者では、製造業を除く営利企業全てです

- 公募期間 令和8年8月12日 17:00まで
- 補助率 補助対象経費の1/2（消費税を抜く）特別要件としてコロナ関連融資を利用している場合は2/3（消費税を抜く）

■補助額 下限20万円～上限300万円

■詳細 次のURLで確認して下さい。

<https://www.chusho-r7hosei-enecos.pref.shimane.lg.jp/>

- 申請方法 ①申請様式が、上記サイトにあります
②エクセルの申請書に必要事項を入力
③コスト削減のエビデンス、写真等を事業者へ依頼
④【②③】を用意できたら商工会へ連絡して下さい。申請いたします。

■その他 今回は、以前本補助金を利用した事業者も利用できます

補助金活用例・・・エアコン、冷蔵庫、蛍光灯からLED照明へ（*）
営業ナンバー付き車両、建設機器

（*）蛍光灯（一般照明用）の製造・輸出入は2027年末までに全面的に禁止されます。これは水銀に関する国際条約に基づく措置です。禁止後も、すでに販売されている在庫の購入や、手持ちの器具での継続使用は可能ですが、入手困難になるため、早めのLED照明への交換が推奨されています。



【島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金】

本補助金は、本補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている県内の製造業を営む中小企業者等に対して、エネルギーコスト削減に資する設備導入等に要する経費の一部を補助することにより、県内製造業の経営基盤強化を支援することを目的としています。

■公募期間 令和8年5月29日 17:00まで

■補助率 補助対象経費の1/2（消費税を抜く）

特別要件として小規模事業者は2/3（消費税を抜く）

■補助額 下限40万円～上限750万円



■詳細 次のURLで確認して下さい。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/kyousou_project/monodukuri_henkaku_pj/sogoshien_manufacturing_Industry/mono_energycost.html

■申請方法

- ①申請様式が、上記サイトにあります
- ②エクセルの申請書に必要な事項を入力
- ③コスト削減のエビデンス、写真等を事業者へ依頼
- ④【②③】を用意できたら直接事務局へ提出して下さい
なお、不明な点等は商工会へお尋ね下さい。

補助金情報・・・3



令和8年度【飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金】

原油価格・物価高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取組の経費の一部を補助します。

■公募期間 令和8年5月29日 17:00まで

■補助率 補助対象経費の1/2（消費税を抜く）

特別要件としてコロナ関連融資を受けている方は2/3（消費税を抜く）

■補助額 下限40万円～上限400万円

■詳細 次のURLで確認して下さい。

<https://shoko-shimane.or.jp/2026/04/20/3286/>

通常総会の開催について

下記の日程で通常総会を開催いたします。案内文・出欠連絡ハガキは本誌とともに配布しましたので、令和8年度通常総会にご出席をお願いいたします。

今年度は、令和元年度以降休止していましたが「会員大会（懇親会）」を復活することとしました。折角の機会ですので、総会の時間は都合悪い方は会員大会からの参加で構いません。一人でも多くの会員の皆様が集まっていただけることを役職員一同願っております。

■開催日時 令和8年5月22日（金） 総会15:30ー 会員大会17:00ー
総会の都合により会員大会の開催が遅れる場合があります。

■会場 悠邑ふるさと会館マルチホール

■総会資料 令和6年から商工会ホームページに掲載しておりますので、あらかじめ必要な方はダウンロードして下さい。
なお、掲載は5月11日頃を予定しています。

URL：<https://kawamoto.shoko-shimane.or.jp/>

なお、ダウンロード時にはパスワードが必要となります。

パスワードは【 0855720123 】の数字10桁です。



出産後の 職場復帰に

取り組む企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合

2回目以降

20万円/人 | **10万円/人**

労働者数30人以上50人未満の事業所

10万円/人

出産した労働者が育児休業を3ヵ月以上取得し、その労働者を、職場復帰後3ヵ月以上雇用している場合に、奨励金を支給します。

働きやすく、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

子育て・介護と

両立できる職場づくり

取り組む企業を応援します

子育てや介護と仕事を両立することができ、労働者が安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



子育て・介護と 両立しやすい職場づくり奨励金

----- 上限20万円
[1制度導入]
10万円

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

- 支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度
- 支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、フレックスタイム制度



対象事業者：島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所

申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6ヵ月以内**

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

